
プロジェクト **国際的な税制改革に関する IAS 第 12 号の修正案への対応**

項目 **第 495 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 495 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 7 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 495 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

2. 事務局のコメント・レター案の基本方針に同意する。
3. 我が国として最も懸念しているのは、IAS 第 12 号の最終基準化のタイミングにより、3 月決算の IFRS 任意適用企業が当該最終基準を適用できないことである。当該内容について、カバーレターで強調している事務局提案に賛成する。
4. カバーレター第 5 項において「本公開草案において最も重要な提案は、繰延税金の会計処理の一時的な例外の導入に関する提案である。」と記載されているが、「重要で緊急性が高い提案」とすることで、より IASB の理解を得やすくなることも考えられるのではないか。
5. カバーレター第 4 項において、「また、本公開草案は例外を容認するのではなく、強制することを提案しており（本公開草案第 4A 項及び BC16 項）、比較可能性が大きく損なわれることになることも問題である。」とされている。当該表現では、最終基準化のタイミングによっては、公開草案の一時的な例外を適用できない企業が出てきてしまうことで、比較可能性が損なわれるという意図が正しく伝わらない可能性があるため、表現の再検討が必要ではないか。
6. コメント・レター案としては、概ね完成していると理解している。そのため、コメント期限の 3 月 10 日を待たずに IASB に提出することで、IASB での早期の検討を促すことも検討していただきたい。

以 上